

令和8年度 下水役第2号
長洲町浄化センター等維持管理業務

委託特記仕様書

令和8年10月

長 洲 町

(目的)

第1条 この特記仕様書は、「長洲町浄化センター等維持管理業務委託仕様書」について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(施設設計概要)

第2条 仕様書第29条に係る、浄化センターの施設設計概要は次のとおりである。

- (1) 流入方式 : 分流式
- (2) 処理方式 : 標準活性汚泥法 (ステップエアレーション兼用)
- (3) 計画処理水量 : 日最大処理水量 : 13,380 m³/日
- (4) 想定流入水量 : 2,500,000 m³/年
- (5) 汚泥処理方式
 - 濃縮方式 : 重力濃縮・機械濃縮
 - 脱水方式 : スクリュープレス・ベルト型ろ過濃縮機
- (6) 放流先 : 有明海
- (7) 計画水質

	流入水質 (mg/L)	放流水質 (mg/L)	除去率 (%)
BOD	200	20	90
SS	200	30	85

(8) 想定水質

	流入水質 (mg/L)	放流水質 (mg/L)	除去率 (%)
BOD	180	7	96
SS	190	14	93

(運転に係る指標)

第3条 仕様書第29条の放流水は、次の指標を目標とする。

- (1) pH 5.8以上8.6以下
- (2) COD 20 mg/L 以下
- (3) BOD 15 mg/L 以下
- (4) SS 20 mg/L 以下
- (5) 大腸菌 3,000 個/cc 以下

(業務履行計画書の要領)

第4条 仕様書第8条の「業務履行計画書」の作成要領は、次のとおりとすること。

- (1) 業務履行計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4またはA3用紙とすること。
- (2) 業務履行計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。
 - ① 「業務概要に関すること」は、下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。
 - ② 「現場組織に関すること」は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他の業務の履行に要する組織・体制を、その目的と

系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

- ③ 「業務実施計画に関すること」は、安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検、水質分析等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。
- ④ 「業務方法に関すること」は、浄化センター等施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点（ポイント）、設備点検の内容・点検頻度・点検要領、分析の内容・頻度、設備機器毎の点検内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。
- ⑤ 「安全衛生管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。
- ⑥ 「各種報告書様式」は、契約書、仕様書及び特記仕様書等で報告義務を課せられている報告書及び監督員が要求する報告書等のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成すること。

（業務実施計画書等）

第5条 仕様書第9条第1項、第2項、第3項に定める業務実施計画書、業務完了報告書、契約業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付すること。

（1）業務実施計画書の記載事項は、次のとおりとし各業務別に列記すること。

- ① 対象業務名称
- ② 年月度の記載
- ③ 事業所名
- ④ 日毎に計画した事項及び内容
- ⑤ 運転計画、分析計画、設備点検計画等の業務計画
- ⑥ 備考
- ⑦ その他必要な事項

（2）業務完了報告書は、業務実施計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。

- ① 業務実施計画で記載した事項のほか、日毎に計画した事項の実績及び内容
- ② その他必要な事項

ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除くものとする。

（3）契約業務完了報告書は、業務履行計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。

- ① 業務履行計画書で記載した事項のほか、月毎に計画した事項の実績及び内容
- ② その他必要な事項

ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除くものとする。

（貸与類の台帳）

第6条 仕様書第14条第2項で定める貸与品についての台帳には、次の事項を記載することとし、その内容が把握できるよう作成すること。

- （1）年度におけるタイトル
- （2）整理番号、貸与月日、返却日
- （3）貸与品目、数量

(4) 借用者名、期間、借用者印

第7条 仕様書第18条に定める業務範囲は、別表－1に示す施設の設備・装置及び機器等である。
(調整及び交換)

第8条 仕様書第19条第1項に規定する調整及び交換の対象機器については、以下のとおりとする。

(1) 調整及び交換とは、別表－1に示す施設の設備・装置及び機器等の部品又は消耗品の交換及び調整をいう。

(2) 調整及び交換を行った場合は、日報等により報告する。

(補修及び塗装)

第9条 仕様書第21条第2項に規定する塗装とは、足場組を必要としない高さ2m以下において、さび、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するために行う局所的な塗装をいう。

2 仕様書第21条第3項に規定する補修とは、改築、更新、改良、修繕以外の各種点検によって発見された異常箇所等について、定常状態にさせるために行う調整又は定められた消耗品(特殊技能を伴わないで交換できるもの)の交換を行うことをいう。なお、改築、更新、改良、修繕の用語の定義は、次の各号のとおりである。

(1) 改築とは、排水地区の拡張等に起因しない対象施設の全部又は一部(修繕に該当するものは除く)の、資本的支出を伴う再建設あるいは取り替えをいう。

(2) 更新とは、改築のうち、「標準的耐用年数」に達した対象施設の、資本的支出を伴う再建設あるいは取り替えをいう。

(3) 改良とは、改築のうち「標準的耐用年数」に達していない対象施設の、資本的支出を伴う再建設あるいは取り替えをいう。

(4) 修繕とは、対象施設の一部の取り替え等をいう。

(5) 前項各号に規定する「対象施設」とは、一体として取り替える場合、他の施設や設備に影響を及ぼさない一個又は一連の設備の集合で、下水道施設改築・修繕マニュアル(案)(下水道協会)に記載された標準的耐用年数表に示す小分類以上の単位をいう。

(業務検査)

第10条 受託者は、仕様書第28条に規定する業務検査は、次の方法により行うものとする。

2 当該月及び契約業務完了検査

(1) 受託者は業務検査を受けるとき、当該月にあつては仕様書第27条第3項の書類を、契約業務完了にあつては同第27条第6項の書類を準備しなければならない。

(2) 受託者は業務検査を受けるとき、当該月及び契約業務完了の場合それぞれに、委託者に遅滞なく通知しなければならない。

3 前項の検査は、次のように記載する方法により行うものとする。

(1) 当該月における検査は、仕様書第27条第2項各号の業務実施計画と同第27条第3項(2)及び(3)について照合・確認を行い、第27条第2項(1)から(6)について第27条第3項(2)及び(3)を満たし不履行がないこと、及び第27条第3項(4)(第27条第4項(1)から(7)含む)並びに第27条第5項(1)から(4)の書類が完備していることをもって合格とする。

なお、第27条第2項から第4項の業務書類により確認できない場合は、現場確認を合わせて行うものとする。

(2) 契約業務完了における検査は、仕様書第27条第6項(1)から(8)についてその内容及

び書類について照合・確認を行い、第27条第6項（1）から（8）全てを満たしていることをもって合格とする。

なお、第27条第6項（1）から（8）により確認できないものがある場合は、現場確認を合わせて行うものとする。

4 前第3項に規定する検査方法のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができるものとする。

5 各業務検査は、受託者が立会いのもと行うものとする。

6 第2項に規定する検査に要する経費は、委託者及び受託者がそれぞれ負担する。

（運転業務）

第11条 仕様書第30条第2項に規定する運転管理の対象は、別表－1に示す施設の設備及び機器である。

（日常点検）

第12条 仕様書第31条第2項に規定する日常点検は、以下の事項を踏まえて定めるものとする。

（1）日常点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること。

（2）点検内容は、受託者が下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会発行）に基づき、一定の点検要領及び基準を定めて行うこと。

2 第1項の点検結果については、その結果が明瞭に分かるよう記号等を定め報告書に記載すること。

（巡回点検）

第13条 仕様書第32条第2項に規定する巡回点検は、以下の事項を踏まえて定めるものとする。

（1）巡回点検は、その性質上運転業務の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検及び定期的な点検の組み合わせにより計画的に行うものとする。

（2）巡回点検は、巡回すべき施設全体の点検を行い、異常があるときは速やかに措置を講じ、故障及び事故などを未然に防止できるようにすること。

（3）巡回点検内容は、受託者が下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会発行）に基づき、一定の点検要領及び基準を定めて行うこと。

2 第1項の点検結果については、その結果が明瞭に分かるよう記号等を定め報告書に記載すること。

（保守点検業務）

第14条 仕様書第36条第2項に規定する設備点検対象機器は、別表－1に示す施設の機器・装置について、設備、装置及び機器等の性能・機能等が保持されるよう点検するとともに、設備機器の重要度及び故障発生頻度回数、目的、設備環境を考慮して行い、一定の基準に基づいて行うこと。

2 保守点検の実施は、以下のとおりとすること。

（1）点検は、一定の周期を定め計画的に行い、施設保全の主体をなすことができるようにすること。

（2）設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容について行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図られるようにすること。また、異常があるときは速やかに原因

の調査・測定を行うこと。

- (3) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。
 - (4) 資格を要する点検等では有資格者を配置して行うこと。
 - (5) 危険な場所の作業は、必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。
- (水質分析業務)

第15条 仕様書第38条第2項に規定する分析は次のとおりである。なお、採水場所については、別途協議して定めるものとする。

- (1) MLSS、DO等の水質計器、ケーキ含水率等は運転管理に含むものとし、水質分析としては取り扱わないものとする。
- (2) 日常試験は、定時に、定めた場所より採水し、簡易的な試験又は測定器等で測定できるものとする。日常試験の項目及び試験回数等は、別表－2に示すとおりである。
- (3) 分析は、運転管理上必要となる定期的な水質試験、汚泥試験を行うものとし、分析項目、分析頻度等は、別表－2に示すとおりである。
- (4) 分析の実施は、以下のとおりである。
 - ① 分析方法は、下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の関係法令や下水試験方法等に基づいて適格に行うこと。
 - ② 定期的な水質試験及び汚泥試験は、定期に定めた場所より採水して行うこと。
 - ③ 水質試験室は、常に整理整頓し、清潔にすること。
 - ④ 水質分析に使用する薬品等については、在庫及び管理を適切に行うこと。

(環境整備業務)

第16条 仕様書第40条に規定する環境整備業務は次のとおりである。

- (1) 仕様書第40条第2項に規定する対象範囲及び頻度等は、別表－3に示すとおりである。
- (2) 環境整備の実施については、以下のとおりとする。
 - ① 清掃は場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行うこと。
 - ② 受託者は、委託者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意すること。
 - ③ 清掃器具等の使用で委託者の備品、物品等に損傷を与えないこと。

(物品管理業務)

第17条 仕様書第41条に規定する物品管理業務は、次に示すとおりである。

- (1) 仕様書第41条第2項に規定する物品管理の対象は、別表－4に記載する薬剤、油脂類、消耗品の管理及び調達である。
- (2) 物品管理の実施は、以下のとおりである。
 - ① 物品管理は管理者を設け、保管・取扱等に十分注意し、適正な管理を行うこと。
 - ② 種類、使用量、残量等を的確に把握するため、定期的に調査を行うこと。
 - ③ 保管期間により品質が変化又は不良になるもの及び使用頻度の多いものについては、納期を十分考慮し、調達すること。
 - ④ 使用頻度、保管スペース等から適正な在庫量の確保ができるよう管理すること。
 - ⑤ 保管場所及び保管物については、効率的な取扱いができるよう消耗品類の位置を定めるとともに、整理整頓に心がけ、特に重量物の保管には注意し、事故防止に心がけること。
- (3) 別表－4に記載する品名又は数量に変更が生じる場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(経費の負担)

第18条 仕様書第42条に定める受託者が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
 - (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
 - (3) ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
 - (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・安全帯等の安全保護具
 - (5) 設備点検・修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
 - (6) 巡回点検車両及び車両維持に係る費用
 - (7) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具・器具
 - (8) 電話・FAXの設置工事費及び維持費
 - (9) 薬剤、油脂類、消耗品は別表－４に定めるものとする。
- 2 前項(9)の薬剤費は、予測不可能な毒物・劇物等の流入又は災害による流入水量の異常増加の場合について、委託者と受託者が協議により見直しを行うこととする。

(緊急工事費)

第19条 受託者は、浄化センターの適正な維持管理を行うため、設備機器等に故障、破損その他の不具合が発生し、施設の運転継続又は機能維持のため緊急に工事を行う必要がある場合は、委託者の承認を得たうえで実施するものとする。

2 本業務における緊急工事費として、年間総額10,000,000円(税込)を計上するものとする。ただし、この金額は工事の実施を保証するものではなく、実際に発生した工事に係る費用について、委託者が必要と認めた範囲で支払うものとする。

3 緊急工事の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 水処理設備、汚泥処理設備、電気設備、計装設備、機械設備その他浄化センターの運転に必要な設備の故障又は破損に係る工事
- (2) 故障等により、処理機能の低下、施設の運転停止又はこれらのおそれが生じた場合の応急的な工事
- (3) その他、委託者が施設の維持管理上必要と認める工事

4 緊急工事の実施に当たっては、一工事当たりの修繕費を2,000,000円(税込)以内とするものとする。ただし、同一の故障、事故又は不具合に起因する一連の修繕については、これを分割して複数の工事として取り扱うことはできないものとする。

5 受託者は、工事の必要が生じた場合、工事の内容、必要性、施工方法、概算金額及び緊急性について委託者に報告し、原則として委託者の承認を得てから施工するものとする。ただし、事故の拡大防止、人身事故の防止、施設機能の重大な低下の防止その他緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

6 緊急工事費は、実績に基づき精算するものとする。受託者は、工事完了後に次の書類を提出するものとする。

- (1) 工事実施報告書
- (2) 工事箇所及び工事内容を確認できる書類・写真
- (3) 見積書、納品書、請求書その他支出額を確認できる書類
- (4) その他委託者が必要と認める書類

- 7 受託者は、可能な限り複数者から見積りを徴取し、経済性に配慮するものとする。複数者からの見積り徴取が困難な場合は、その理由を工事実施報告書に記載するものとする。
- 8 緊急工事費の年間執行額が10,000,000円（税込）に達した場合は、原則として当該年度の緊急工事を終了するものとする。
- 9 年度末の未執行額は受託者の利益とせず、実績額に基づき精算するものとする。
- 10 通常の維持管理業務に含まれる軽微な修繕、消耗品の交換その他委託者が通常の維持管理業務と認めるものは、緊急工事費の対象としない。

（物価等の変動に伴う委託料の変更）

- 第20条 契約期間中に、賃金、物価その他経済情勢の変動により、本業務に要する費用に著しい変動が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、委託料を変更することができるものとする。
- 2 前項の変更については、国、熊本県その他公的機関が公表する物価指数、賃金指数その他の資料を参考に、その変動額を算定するものとする。
 - 3 前2項に定める委託料の変更に必要な手続その他の事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

別表－１

維持管理業務範囲施設

１．長洲町浄化センター 長洲町大字姫ヶ浦２番地	
２．嘉永川汚水中継ポンプ場 長洲町大字長洲３３０番地２	
３．浦川汚水中継ポンプ場 長洲町大字長洲２９４番地１	
４．梅田第１マンホールポンプ場 長洲町大字梅田４１１番地２付近	町道 辻居屋敷線上
５．梅田第２マンホールポンプ場 長洲町大字高浜１０６番地２付近	町道 村居屋敷線上
６．建浜第１マンホールポンプ場 長洲町大字高浜１４６番地１付近	町道 浜浦線上
７．折地第１マンホールポンプ場 長洲町大字折崎１１８番地付近	町道 折地・向野線上
８．折地第２マンホールポンプ場 長洲町大字折崎１７４番地１付近	町道 大辻線上
９．清源寺第１マンホールポンプ場 長洲町大字清源寺２０１番地付近	町道 赤田・腹赤線上
１０．赤崎第１マンホールポンプ場 長洲町大字折崎６１番地付近	町道 赤崎・吉野浦線上
１１．赤崎第２マンホールポンプ場 長洲町大字折崎７４番地付近	町道 塩屋・赤崎線上
１２．永方第１マンホールポンプ場 長洲町大字永塩１８７番地付近	町道 井樋口・永方線上
１３．宮崎第１マンホールポンプ場 長洲町大字宮野９０番地４付近	町道 塩屋・赤崎線上
１４．腹赤第１マンホールポンプ場 長洲町大字折崎１４５番地付近	町道 折地・腹赤線上
１５．永方第２マンホールポンプ場 長洲町大字永塩１６９番地１付近	町道 永方・葛輪線上
１６．葛輪第１マンホールポンプ場 長洲町大字永塩４３番地３付近	町道 高浜・赤田線上
１７．鷺巣第１マンホールポンプ場 長洲町大字宮野２１番地５付近	町道 池の上１号線上
１８．古城第１マンホールポンプ場 長洲町大字折崎２３番地５付近	町道 赤崎・高田線上
１９．高田第１マンホールポンプ場 長洲町大字宮野１５番地４付近	町道 向野・高田線上
２０．清源寺第２マンホールポンプ場 長洲町大字清源寺３０番地２付近	国道 ５０１号線上
２１．腹赤第２マンホールポンプ場 長洲町大字折崎１４番地付近	町道 小野四郎山・曾根浦線上
２２．宮崎第２マンホールポンプ場 長洲町大字宮野６番地４付近	町道 赤田・上沖洲線上
２３．赤崎第３マンホールポンプ場 長洲町大字折崎６番地４付近	町道 東の辻・吉野浦線上
２４．鷺巣第２マンホールポンプ場 長洲町大字宮野２１番地３付近	里道上
２５．永方第３マンホールポンプ場 長洲町大字永塩１４番地１付近	里道上
２６．上沖洲第１マンホールポンプ場 長洲町大字上沖洲５番地４付近	里道上
２７．鷺巣第３マンホールポンプ場 長洲町大字永塩１０番地２付近	町道 上沖洲・鷺巣線上
２８．腹赤第３マンホールポンプ場 長洲町大字腹赤１０番地４付近	里道上

別表－２

水質分析業務項目及び頻度

水質試験

	流入水	初沈出口	終沈出口	放流水	高度処理
水温	◎	◎	◎	◎	○
透視度	◎	◎	◎	◎	
p H	◎	◎	◎	◎	○
S S	○	○	○	○	○
B O D	○	○	○	○	○
C O D	○	○	○	○	○
NH ₄ －N	○	○	○	○	○
NO ₂ －N	○	○	○	○	○
NO ₃ －N	○	○	○	○	○
有機性－N	○	○	○		
全窒素	○	○	○	○	○
全リン	○	○	○	○	○
大腸菌群類			○	○	○
残留塩素				○	
塩素イオン				○	○
アルカリ度	○	○	○	○	

◎印→平日は毎回、○印→月２回

活性汚泥試験

	活性汚泥	返送汚泥
水温	◎	○
p H	◎	○
M L S S	○	○
M L V S S / M L S S	○	○
S V	◎	
S V I	○	
B O D－S S 負荷	○	
S R T	○	

◎印→平日は毎回、○印→月２回

汚泥試験

	消化汚泥	生汚泥	余剰汚泥	脱離液	濃縮汚泥	脱水機返流水	脱水ケーキ
水温		○	○	○	○		
p H	○	○	○	○	○	○	
S S	○	○	○	○	○	○	○
V S S / S S	○	○	○	○	○	○	○
含水率			○		○		○

○印→月２回

別表－３

環境整備業務対象範囲及び頻度
管理棟

対象場所	材質	対象範囲及び内容	頻度/年
B 3 F 汚水ポンプ室	コンクリート	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	4
B 2 F ポンプ電動機室	コンクリート	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	4
B 2 F 沈砂室及び倉庫	コンクリート	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	1 2
B 1 F 送風機室	コンクリート・一部木床	床面(掃除機・掃き掃除)	4
B 1 F 脱臭室及び倉庫	コンクリート	床面(掃除機・掃き掃除)	4
B 1 F 脱臭室前フロアー	コンクリート	床面(掃除機・掃き掃除)	4
B 1 F 管廊床及び側溝	コンクリート硬質着色床	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	6
B 1 F 管廊各階段	コンクリート硬質着色床	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	6
B 1 F 沈砂搬入室	コンクリート硬質着色床	床面(掃除機・掃き掃除)	2
B 3 F～1 F A階段	コンクリート硬質着色床	床面(掃除機・掃き掃除)	4
B 2 F～1 F B階段	コンクリート硬質着色床	床面(掃除機・掃き掃除)	4
1 F 水道課事務室	ビニール床タイル	床面(洗浄ワックス塗布)	2
1 F 全廊下	ビニール床シート貼り	床面(洗浄ワックス塗布)	2
1 F 電気室	静電防止ビニール床タイル	床面(掃除機・掃き掃除)	4
1 F ボイラー室	コンクリート硬質着色床	床面(掃き掃除)	1
1 F 沈砂搬入室	コンクリート硬質着色床	床面(掃き掃除)	4
1 F ホッパー室	コンクリート硬質着色床	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	2 4
1 F 発電機室	コンクリート硬質着色床	床面(掃除機・掃き掃除)	2
1 F ゲート室	コンクリート硬質着色床	床面(掃除機・掃き掃除)	2
1 F ボンベ室	コンクリート硬質着色床	床面(掃除機・掃き掃除)	2
1 F 受水槽室	コンクリート硬質着色床	床面(掃除機・掃き掃除)	4
1 F 工作室	コンクリート硬質着色床	床面(掃き掃除)	4
1 F トイレ	モザイクタイル張り磁器	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	2
1 F 洗濯室	モザイクタイル張り磁器		—
1 F 浴室	モザイクタイル張り磁器		—
1 F 脱衣室	合板フローリング		—
1 F 和室	畳・一部フローリング	床面(掃除機・掃き掃除)	2 0 0
1 F 薬品庫	モザイクタイル張り磁器	床面(掃き掃除)	4
1 F 正面・東・西・南玄関	磁器タイル貼り	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	2
2 F 脱水機室	コンクリート硬質着色床	床面(水洗い)	1 2
2 F ファン室	コンクリート	床面(掃除機・掃き掃除)	2
2 F 中央操作室	静電防止ビニール床タイル	床表面(極小洗浄・ワックス掛け)	2
2 F 湯沸し室	モザイクタイル張り磁器	床面(掃き掃除)	2
2 F 空調機室	モルタル	床面(掃除機・掃き掃除)	2
2 F 仮眠室	畳・一部フローリング	床面(掃除機・掃き掃除)	1 2
2 F 会議室	ビニール床シート貼り	床面(洗浄ワックス塗布)	2
2 F 研究室	コンクリートエポキシ系塗床	床面(洗浄ワックス塗布)	2
2 F 実験室	コンクリート	床面(掃除機・掃き掃除)	2
2 F 滅菌室	コンクリートエポキシ系塗床	床面(掃除機・掃き掃除)	2
2 F 天秤室	コンクリートエポキシ系塗床	床面(掃除機・掃き掃除)	2
2 F 機器分析室	コンクリートエポキシ系塗床	床面(掃除機・掃き掃除)	2
2 F 物品庫	コンクリートエポキシ系塗床	床面(掃除機・掃き掃除)	2
2 F 全廊下	ビニール床シート貼り	床面(洗浄ワックス塗布)	2
2 F トイレ	モザイクタイル張り磁器	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	2
3 F 汚泥操作室	コンクリート	床面(掃除機・掃き掃除)	3
3 F 汚泥事務所	ビニール床タイル	床面(洗浄ワックス塗布)	2
3 F 空調機室	モルタル	床面(掃除機・掃き掃除)	4
3 F 場長室	ビニール床タイル	床面(洗浄ワックス塗布)	2
3 F 事務室	ビニール床タイル	床面(洗浄ワックス塗布)	2
3 F 食堂	ビニール床タイル	床面(洗浄ワックス塗布)	2
3 F 湯沸し室	モザイクタイル張り磁器	床面(掃き掃除)	2
3 F 全廊下	ビニール床シート貼り	床面(洗浄ワックス塗布)	2
3 F トイレ	モザイクタイル張り磁器	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	2
1 F～3 F 東・西階段	ビニール床シート貼り	床面(洗浄ワックス塗布)	2
1 F～3 F トイレ	モザイクタイル張り磁器	床面(掃き掃除)	2 3 2

対象場所	材質	対象範囲及び内容	頻度/年
1 F～3 F 管理棟内清掃	ビニール床シート貼り	床面(掃き・拭き掃除)	2 3 2
1 F～3 F 窓	ガラス・サッシ	窓拭き	1
1 F～3 F 照明器具		本体・管球拭き掃除	1

水処理棟

対象場所	材質	対象範囲及び内容	頻度/年
ろ過室	コンクリート	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	6
電気室	静電防止ビニール床タイル	床面(掃除機・掃き掃除)	4
電解装置室	コンクリート	床面(掃き掃除)	4

機械濃縮棟

対象場所	材質	対象範囲及び内容	頻度/年
B 1 F ポンプ室	コンクリート硬質着色床	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	6
1 F 機械濃縮室	コンクリート硬質着色床	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	6
1 F 電気室	静電防止ビニール床タイル	床面(掃除機・掃き掃除)	6

消化槽

対象場所	材質	対象範囲及び内容	頻度/年
弁操作室	コンクリート・一部プレート	床面(水洗い)	4
B F 1～2 F 階段	コンクリート・モルタル	床面(掃き掃除)	2

屋外

対象場所	材質	対象範囲及び内容	頻度/年
最初沈殿池	磁器タイル	越流トラフ(水洗い)	1 2
最終沈殿池	磁器タイル	越流トラフ(ブラシ洗浄)	6
エアタン周辺	コンクリート	床面(掃き掃除)	2
ボイラー室	コンクリート	床面(掃除機・掃き掃除)	2
プロパンボンベ室	コンクリート	床面(掃除機・掃き掃除)	2
倉庫	コンクリート	床面(掃き掃除)	1
管理棟等施設周辺	地面	除草	適時
樹木	地面	剪定	適時

浦川ポンプ場

対象場所	材質	対象範囲及び内容	頻度/年
電気・機械室	コンクリートエポキシ系塗床	床面(水洗い・モップ掛け)	2 4
電気・機械室	ガラス・サッシ	窓及びサッシ拭き	1
家屋周辺	地面	除草・剪定	4
トイレ	モザイクタイル貼り磁器	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	1 2

嘉永川ポンプ場

対象場所	材質	対象範囲及び内容	頻度/年
電気・機械室	コンクリートエポキシ系塗床	床面(水洗い・モップ掛け)	2 4
電気・機械室	ガラス・サッシ	窓及びサッシ拭き	1
家屋周辺	地面	除草・剪定	4
トイレ	モザイクタイル貼り磁器	床面(水洗い・ブラシ洗浄)	1 2

マンホールポンプ場

対象場所	材質	対象範囲及び内容	頻度/年
操作盤	金属塗装板	外板水拭き、内部掃除機	2
操作盤周辺	地面	除草	4

別表－４

物品管理業務調達対象一覧表

区分	品 名	仕 様	数量	単位	備考
消耗品	管理器具	電気消耗品・グリース・オイル 等油性錆止め・ペンキ他	1.0	式	設計数量 のとおり
	水質器具	実験器具・消耗品等			
	管理薬品	次亜塩素酸ナトリウム 高分子凝集剤(脱水機用) 高分子業種材(機械濃縮用) 脱硫剤交換材(余剰ガス前処理)			
	水質薬品	塩酸・硫酸・過マンガン酸カリ ウム(N40)他			

別表－５

緊急工事費対象一覧表

区 分	項 目	対 象 ・ 内 容	金 額 ・ 上 限	実 施 条 件	備 考
緊 急 工 事 費	対 象 工 事	・水処理設備、汚泥処理設備、電気 設備、計装設備、機械設備その他浄 化センターの運転に必要な設備の 故障・破損に係る工事。 ・故障等により、処理機能の低下、 施設の運転停止等のおそれがある 場合の応急工事。 ・その他、委託者が必要と認める工 事。	年間上限額 10,000 千円 (税込)	施設の運転継続又は機 能維持のため緊急に工 事が必要な場合。	実施を保証するもの ではなく、委託者が 必要と認めた範囲に ついて、実績に基づ き精算する。
	一 工 事 当 た り の 上 限	一連の同一の故障、事故又は不具 合に係る工事を分割して計上する ことはできない。	2,000 千 円 (税込)／一 工事	原則として、工事内容、 必要性、施工方法、見積 額、緊急性等を報告し、 委託者の承認を得て施 工する。	事故の拡大防止、人 身事故の回避又は施 設機能の著しい低下 を防止するためやむ を得ない場合は、施 工後速やかに報告す る。
	精算	工事完了後、実施内容を確認し、実 績額に基づき精算する。	年 間 上 限 額 の 範 囲 内	作業報告書、施工写真、 確認資料、見積書、納品 書、請求書その他必要 な資料を提出する。	未執行額は受託者の 利益とせず、実績額 により精算する。
	見積り	可能な限り複数者から見積りを徴 取する。	—	経済性を考慮して施工 する。	複数見積りの徴取が 困難な場合は、その 理由を作業報告書等 に記載する。
	年 度 上	年度内の緊急工事費の実績額が	10,000 千円	年度上限額の範囲内で	—

区分	項目	対象・内容	金額・上限	実施条件	備考
	限 額 到 達 時	10,000 千円（税込）に達した場合は、原則として当該年度の緊急工事を終了する。	（税込）	実施する。	
	対象外	軽微な修繕、消耗品の交換その他通常の維持管理業務に該当するものの。	—	緊急工事費の対象としない。	通常の維持管理業務として実施する。